

議案第62号資料

鶴ヶ島市会計年度任用職員の報酬等に関する条例新旧対照表

改正後	現 行
<p>(期末手当及び勤勉手当)</p> <p>第3条 第1号会計年度任用職員の<u>期末手当及び勤勉手当</u>は、一般職の常勤の職員の例により支給する。ただし、<u>期末手当及び勤勉手当</u>の支給日及び基礎額は、規則で定めるところによる。</p> <p>2 前項の<u>期末手当及び勤勉手当</u>は、第1号会計年度任用職員の任期が6月未満の者その他の規則で定める者については、支給しない。</p> <p>(地域手当等)</p> <p>第7条 第2号会計年度任用職員の地域手当、通勤手当、時間外勤務手当、休日勤務手当、夜間勤務手当、<u>期末手当及び勤勉手当</u>は、一般職の常勤の職員の例により支給する。</p> <p>2 前項の<u>期末手当及び勤勉手当</u>は、第2号会計年度任用職員の任期が6月未満の者その他の規則で定める者については、支給しない。</p>	<p>(期末手当)</p> <p>第3条 第1号会計年度任用職員の期末手当は、一般職の常勤の職員の例により支給する。ただし、期末手当の支給日及び基礎額は、規則で定めるところによる。</p> <p>2 前項の期末手当は、第1号会計年度任用職員の任期が6月未満の者その他の規則で定める者については、支給しない。</p> <p>(地域手当等)</p> <p>第7条 第2号会計年度任用職員の地域手当、通勤手当、時間外勤務手当、休日勤務手当、夜間勤務手当<u>及び期末手当</u>は、一般職の常勤の職員の例により支給する。</p> <p>2 前項の期末手当は、第2号会計年度任用職員の任期が6月未満の者その他の規則で定める者については、支給しない。</p>